

三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金 (感染防止対策型)

募 集 案 内

《目的》

本補助金は、新型コロナウイルス感染症の発生により経営の安定に支障が生じている県内の中小企業・小規模企業が、感染リスクを抱えながら事業継続するために実施する感染防止対策を支援するものです。

《補助対象事業》

新型コロナウイルス感染防止対策として行う衛生用品の購入、設備導入や研修等に要した経費への補助

(取組の具体例)

- ・アルコールなどの消毒液、ティッシュ手袋、マスクの購入等
- ・自動手指消毒機、器具用消毒機器、スクリーン・パーティションの設置等
- ・感染症防止対策の従業員教育（教材購入、講師依頼）等

補助額：上限10万円（下限5万円）

補助率：10/10

《受付期間》

令和2年5月15日（金）～5月29日（金）消印有効

※先着順ではありません。

《申請書の提出先》

三重県医療保健部 感染防止対策型補助金申請受付係

(〒514-8570 津市広明町13番地)

郵送のみ

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、持参による提出はお断りします。

令和2年5月
三重県医療保健部

《補助対象者》

次の①～③のすべてを満たす三重県内の中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）

- ①三重県内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月の売上が前年同月比で15%以上減少している事業者
- ③社会生活を維持する上で必要な施設を管理しており、一定の時間、直接の接触を伴う接客サービスを行うため、特に感染防止対策を必要とする事業者

《応募に必要な書類》

交付要領でご確認ください。なお、交付申請書等の様式は三重県ホームページからダウンロードしてください。

また、返信用封筒（角型2号サイズ）に切手（140円）を貼付の上、前ページ掲載の「申請書の提出先」まで郵送いただければ、必要書類一式を返送いたします。

《申請書の提出方法》

郵送のみ（5月29日（金）消印有効です）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、持参による提出はお断りします。

《留意事項》

- ・補助金の対象となるのは前頁の補助対象事業で、4月1日から9月30日までの間に事業を実施し、支払いを行った経費です。
- ・補助金の支払いについては、事業実施後の精算払いとします。

《お知らせ》

- ・本事業では、提出いただいた交付申請書に基づき審査し、採択を決定します。
- ・申請書の記載方法等でご不明な点がありましたら、三重県医療保健部 感染症防止対策型補助金コールセンター（TEL：059-224-2646，受付時間：9時00分～17時00分）までお問い合わせください。（5月29日（金）まで）

〔 目 次 〕

1	事業の目的	1
2	補助対象者	1
3	補助対象事業	1
4	申請に係る手続き	2
5	補助対象経費	2
6	事業期間	3
7	応募手続き等の概要	3
8	補助事業者の義務	5
9	その他	5

本事業について

1 事業の目的

本補助金は、新型コロナウイルス感染症の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模企業が、感染リスクを抱えながら事業継続するために実施する感染防止対策を支援するものです。

2 補助対象者

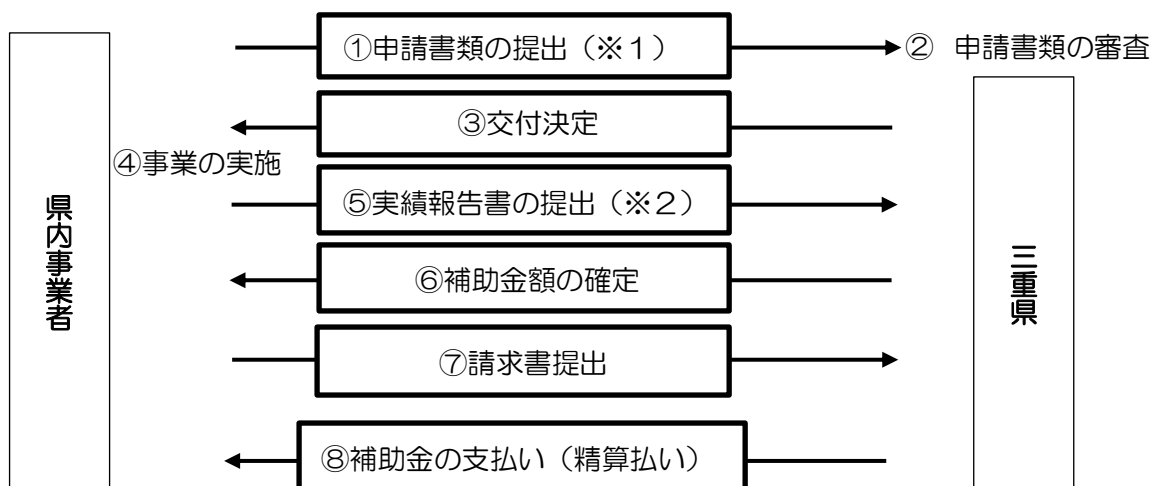
次の①～③をすべて満たす三重県内の中小企業・小規模企業

- ① 三重県内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月の売上が前年同月比で15%以上減少している事業者
- ③ 社会生活を維持する上で必要な施設を管理しており、一定の時間、直接の接触を伴う接客サービスを行うため、特に感染防止対策を必要とする事業者

3 補助対象事業

補助対象事業	補助率	補助限度額
新型コロナウイルス感染防止対策として行う衛生用品の購入、設備導入や研修等に要した経費への補助 (具体例) ・アルコールなどの消毒液、ティッシュペーパー、マスクの購入等 ・自動手指消毒機、器具用消毒機器、スクリーン・パーティションの設置等 ・感染症防止対策のための従業員教育(教材購入、行為依頼、セミナー受講)等	10/10	上限10万円(下限5万円)

4 申請に係る手続き



(※1) 申請書類は事業内容や経費内訳、売上高などを記載する交付申請書とともに、添付書類（①法人にあっては法人登記事項証明書の写し、個人にあっては本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）、②平成31年4月の売上台帳の写し（様式は問わない。新規開業等で、31年4月の実績がない場合等は、連続する3か月の売上台帳の写し）、③令和2年4月の売上台帳の写し）を提出していただきます。

(※2) 実績報告書類は事業実績や経費実績などを記載する実績報告書とともに、添付書類（①領収書の写しなど経費の支払いを証する書類、②減価償却資産を取得した場合は取得財産管理台帳）を提出していただきます。

5 補助対象経費

新型コロナウイルス感染防止対策として行う衛生用品の購入や設備導入等に必要な経費が対象となります。

なお、補助事業を行うにあたっての支払いは原則銀行振込みとし、それが困難な場合は現金による支払いを行ってください。提出を求める場合もありますので、領収書等は的確に保管してください。

(1) 以下の経費は、補助対象外です。

- ・ 令和2年4月1日より前に購入、契約等を実施したもの
- ・ 令和2年9月30日を過ぎて購入、契約等を実施したもの
- ・ 人件費
- ・ 旅費
- ・ 家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 電話代
- ・ 郵送料、運搬代
- ・ 新聞・雑誌購読料、団体等の会費
- ・ 飲食、娯楽、接待等の費用
- ・ 商品券等の金券
- ・ 借入れに伴う支払い利息、遅延損害金、公租公課（消費税など）

- ・ 各種保険料
- ・ 不動産購入費
- ・ 官公署に支払う手数料等、金融機関への振込手数料
- ・ 税務申告決算書作成等のための税理士等に支払う費用、県関連事業に支払う費用
- ・ その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

- (2) 補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。ただし、免税・簡易課税事業者は、消費税等を含めて算定してください。
- (3) 支払いは原則銀行振込みとし、それが困難な場合は現金による支払いを行ってください。他の取引との相殺払による支払い、手形による支払い、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）による支払いは行わないでください。
- (4) 補助事業により取得した財産等は、管理台帳を整備保管するとともに、取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付し、管理してください。また、処分等する場合には、制限があります。

6 事業期間

本事業期間は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までとなります。ただし、事業期間はこれより短くてもかまいません。

9月30日までに、契約等に基づく納品、支払いも含めて全て完了してください。

※9月30日を過ぎて支払った経費については、対象となりませんのでご注意ください。また、支払いを行ったのが4月1日以降でも3月末以前の発注に係る経費も対象外となります。

7 応募手続き等の概要

- (1) 受付期間 ※先着順ではありません。

受付期間：令和2年5月15日（金）～5月29日（金）消印有効

提出方法は、郵送のみです。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、持参による提出はお断りします。

- (2) 問合せ先・申請書の提出先

（問合せ先）

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県医療保健部 感染防止対策型補助金コールセンター

電話：059-224-2646 FAX:059-224-2275

（提出先）

〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県医療保健部 感染防止対策型補助金申請受付係

- (3) 提出書類

提出書類は、交付要領による様式を使用してください。提出書類は、A4版で印刷したものを1部ご提出ください。

※提出書類は、審査のためにのみ使用します。なお、提出された書類は返却しません。

- (4) 審査方法・基準

提出書類について次ページ表1で定める審査項目に基づき、審査を行います。

なお、審査は提出書類をもって行います。

(5) 審査結果の通知

採択案件(補助対象予定者)の決定後、応募者全員に対して、速やかに結果を文書にて通知します。

(6) その他

- ・ 予算額に応じて希望金額が減額される場合があります。
- ・ 交付決定にあたって、条件が付される場合がありますので、その条件に従い、事業を実施してください。なお、付された条件に応じることができない場合は、交付申請を取り下げることができます。
- ・ 代表者及び法人の場合はその役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者)が、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱の別表に掲げる一に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても、交付決定を取り消します。
- ・ 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、補助金の返還を求めることがあります。

表1:審査項目

審 査 項 目
(1)必要性 新型コロナウイルスの影響など、対応すべき課題が生じているか。
(2)目的性 新型コロナウイルスの影響を踏まえた適切な取組みであるか。
(3)実現可能性 事業内容は具体的で、実現可能性が高いものとなっているか。
(4)合理性 事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。

8 補助事業者の義務

- (1)本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。
- (2)交付決定を受けた後、本事業の内容もしくは経費の配分を変更しようとする場合には、変更申請が必要となる場合があります。事前にご相談ください。
- (3)本事業を中止又は廃止しようとする場合には、事前に承認を得なければなりません。この場合、既に着手した本事業の支出済み経費については、交付決定にかかわらず補助金の交付を受けることはできませんので、ご了承ください。
- (4)本事業を完了したときは、その日から起算して20日を経過した日まで又は令和2年9月30日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
- (5)本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

9 その他

- (1)補助金の支払いについては、精算払いとします。
- (2)本事業の進捗状況確認のため、三重県が実地検査に入ることがあります。
- (3)事業計画に見合った成果が見込めない事業については、補助対象外とする場合もあります。